

機能強化加算に係る院内掲示

当院は「かかりつけ医」として必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

- ◎ 健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に応じております。
- ◎ 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ◎ 介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じております。
- ◎ 夜間・休日等の問い合わせへの対応を行っています。
- ◎ 他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握した上で必要なお薬の管理を行います。

東和病院

※ かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や各都道府県のホームページに掲載されている「[医療機能情報提供制度](#)」のページから検索できます。